

## 令和5年2月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和5年2月13日（月） 開会 午後2時 2分  
閉会 午後2時47分

場所 議会運営委員会室

出席委員 白土幸仁委員長

権守幸男副委員長

千葉達也委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、須賀敬史委員、梅澤佳一委員、  
田村琢実委員、本木茂委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、井上航委員、  
深谷顕史委員、山根史子委員、木村勇夫委員、秋山もえ委員

出席者 中屋敷慎一議長、武内政文副議長

欠席委員 横川雅也副委員長

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和5年2月閉会中 議会運営委員会における発言  
(令和5年2月13日(金))

**委員長**

1 会派別所属議員数の確認についてだが、本日、埼玉県議会自由民主党議員団の小島信昭団長及び無所属県民会議の岡重夫代表から議長宛てに、鈴木正人議員に係る会派別所属議員異動届の提出があったので、御報告する。

これに伴い、会派別所属議員数はお手元の資料のとおりとなったので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 2月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しを頂いたので、2月定例会県議会に提案を予定させていただく議案について、御説明する。

サイドボックスにある、「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案」のファイルをお開き願う。「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案件名総括表」である。

2月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算22件、条例16件、専決処分の承認1件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、財産の処分2件、訴えの提起1件、事件議決6件、基本的な計画の策定等2件の計52件である。次のページを御覧願う。議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による専決処分報告が2件あり、合わせて54件となる。

これらの詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から概要について御説明する。

まず、令和5年度当初予算案である。歳入のうち、県税収入については、個人県民税及び地方消費税などの増収が見込まれることから、県税全体でも増収を見込んでいる。また、臨時財政対策債が大幅に減少した地方財政対策等を踏まえ、地方交付税及び臨時財政対策債はともに減少を見込んでいる。歳出については、令和4年度までの実績を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応事業費の減少や、定年の段階的引上げ開始による退職手当の減少など、補助費や給与費の減少などを見込んでいる。その結果、財源不足が生じることとなり、財源調整のための基金を800億円取り崩して調整するなど、厳しい財政状況となっている。令和5年度当初予算案の規模は、一般会計では、2兆2,110億9,500万円となり、令和4年度当初予算に次ぐ過去2番目の予算規模で、対前年度比0.8%の減となったところである。また、特別会計と企業会計を加えた全会計の合計では、3兆6,584億6,987万5千円、対前年度比0.4%の増となっている。

次に、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に対応した補正予算案についてである。補正予算案の内容は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る公共事業の追加や、脱炭素社会に向けた住宅等の省エネの促進、農業収益力強化に向けた農業者等への支援などに要する経費などである。この補正予算案だが、令和5年度当初予算案と切れ目なく執行するためにも早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いするものである。

条例については、一部改正条例が16件である。主なものとしては、児童虐待防止対策の強化及びポストコロナ社会の構築のため、知事部局の定数を78人増加させる「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」、局地的な農業災害に対応するため、特別災害の指定要件を緩和するとともに、助成措置の拡充等をする「埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例」などがある。

専決処分の承認については、狭山市の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、防疫措置に要する経費に係る補正予算について、緊急に措置する必要が生じたため、去る令和4年12月30日に「令和4年度埼玉県一般会計補正予算第7号」を専決処分したことについて、承認を求めるものである。

このほか、防災ヘリコプターに係る財産の取得や圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地に係る財産の処分、基本的な計画の策定等として「埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について」などがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

## 企画財政部長

それでは、お許しを頂いたので、議案等の詳細を御説明申し上げます。

サイドボックスにある、「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案」のファイルを御覧願う。

3ページにある、資料1「埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案件名表」を御覧いただきたいと存じます。

まず、「予算」であるが、こちらは後ほど資料2で詳しく御説明させていただきます。

7ページを御覧願う。「条例」について、御説明させていただきます。1番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、建築基準法等の一部改正等に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料等の額を定めるとともに、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額の改定などを行うものである。2番の「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童虐待防止対策やポストコロナ社会の構築に向けた体制を強化するため、知事部局職員の定数を改定するものである。8ページを御覧願う。3番の「知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、知事の期末手当を支給しない期間を令和5年8月30日まで延長するものである。4番の「埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例」は、競輪場の活性化を図るため、競輪場入場者から徴収する入場料の額の下限を廃止するものである。9ページを御覧願う。5番の「特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例」は、NPO法人に係る申請等の手続について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものである。6番の「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準の改定などをするものである。10ページを御覧願う。7番の「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」は、新たに同センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額の規定等を改正するものである。8番の「埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例」は、感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、基金の設置期間を令和10年3月31日まで延長するものである。11ページを御覧願う。9番の「埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例」は、局地的な農業災害に対応するため、特別災害の指定要件を緩和するとともに、助成措置の拡充などを行うものである。10番の「本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例」は、同基金の効率的な運用を図るため、本多静六博士育英事業特別会計の歳入歳出予算で定める額を基金

に積み立てることができるようにするものである。12ページを御覧願う。11番の「埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例」は、県民の森の効率的な運営を図るための業務内容の見直しに伴い、展示室を廃止するものである。12番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、建築基準法の一部改正に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可等に係る書類の受理などの事務を市町村に移譲するものである。13ページを御覧願う。13番の「埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例」は、県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族の支援を推進等するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するものである。14番の「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するものである。14ページを御覧願う。15番の「埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例」は、道路交通法等の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料等の額を定めるものである。16番の「埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、道路交通法等の一部改正を踏まえ、移動等円滑化のために必要な信号機に関する基準を改正するものである。条例については、以上である。

15ページを御覧願う。「工事請負契約の締結」である。庄兵衛堀川の導排水路工事の請負契約について、変更契約を行うものである。変更内容は、物価水準の変動に伴うスライド条項の適用に加え、掘削作業中に生じた地下水流入などの影響により工事の進捗が遅れたことから、請負金額及び履行期限を変更するものである。

16ページを御覧願う。「財産の取得」である。防災ヘリコプター「あらかわ2」が更新時期を迎えたことから、新たに取得するもので、取得金額は28億3,030万円である。

17ページを御覧願う。「財産の処分」である。圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地を売却するものとして、まず、1番のB-1区画について、売却先は鈴木器工株式会社、売却金額は24億9,712万598円である。次に、2番のC区画について、売却先は日本光電工業株式会社、売却金額は23億1,937万3,360円である。

18ページを御覧願う。「訴えの提起」についてである。県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起するものである。

19ページを御覧願う。「事件議決」である。1番の「包括外部監査契約の締結について」は、令和5年度の契約を引き続き公認会計士の福島清徳氏と締結することについて、議会の議決を求めるものである。2番の「衛星系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の市町村の負担額について」から、20ページの5番「急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町村の負担額について」までは、県が行う各種事業に要する経費のうち、県内市町村の負担額を定めることについて議会の議決を求めるものである。

21ページを御覧願う。「基本的な計画の策定等」である。1番の「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」及び2番の「埼玉県スポーツ推進計画」の策定について、それぞれ議会の議決を求めるものである。

22ページを御覧願う。「予算（令和4年度2月補正分）」である。1番の「埼玉県一般会計補正予算（第8号）」については、後ほど御説明するので、割愛する。

23ページを御覧願う。「専決処分の承認」である。こちらは、先ほど副知事が御説明したとおり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに伴う防疫措置に要する経費に係る「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）」の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認を求めるものである。

24ページを御覧願う。「事件議決（令和4年度2月補正分）」である。先ほどの「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）」に伴う事件議決であり、令和4年度に県が行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費のうち、関係町の負担額について、議会の議決を求めるものである。議案については、以上である。

次に、「報告事項」である。25ページを御覧願う。「地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告」である。1番の「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、法律の一部改正に伴い、必要とされる規定の整備を行ったものである。2番の「損害賠償の額を定めることについて」は、警察官が公安委員会の意思決定が存在する交通規制が実施されているものと誤認し、信号無視や交差点右左折方法違反等として告知をしたことにより、各種講習を受講等せざるを得ず、休業損害等が生じた者14名に対する損害賠償額について、総額104,360円と定めるものである。

続いて、当初予算関係について御説明させていただく。サイドボックスにある、「令和5年度埼玉県当初予算案の概要」のファイルをお開き願う。

2ページを御覧願う。「Ⅰ 令和5年度当初予算案のポイント」である。中ほどの「予算規模」にあるとおり、一般会計の総額は、2兆2,110億9,500万円、前年度比0.8%の減となっている。また、全会計の合計では、3兆6,584億6,987万5千円、前年度比0.4%の増となっている。3ページを御覧願う。こちらは、歳入歳出予算の内訳を款別に円グラフで整理したものである。次に、4ページから6ページは、「主な歳入」についてである。まず、「1 県税収入」については、個人県民税及び地方消費税の増収などが見込まれることから、対前年度130億円、率にして1.6%の増となる8,148億円を計上している。5ページを御覧願う。「2 地方交付税」については、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税として、対前年度175億円、率にして5.5%の減となる3,017億円を計上している。「3 県債」及び「県債残高」については、防災・減災対策などの公共事業や高齢者講習施設の整備などの財源に活用した結果、県債は対前年度6億円、率にして0.3%の増となる2,007億円を計上しており、県債残高は3兆7,278億円となっている。6ページを御覧願う。右側の「5 財源調整のための3基金」及び「財源調整のための3基金残高」については、財源調整のための基金を対前年度70億円の増となる800億円を取り崩すことにより、歳入と歳出の均衡を図ったところであり、基金残高は619億円となっている。次に、7ページ及び8ページは、「主な歳出」についてである。8ページを御覧願う。左側の下「4 公共事業費」については、県民の安心・安全な生活を確実に守るため、国庫補助事業が減少する中においても、県単独事業の増額により1,011億円を計上し、2年連続で1,000億円を超える予算を確保している。9ページを御覧願う。「主要施策の構成」についてである。令和5年度当初予算は、「社会的課題の解決と経済の両立」、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」、「『日本一暮らしやすい埼玉』実現への加速」の三つのテーマに関する施策に、限られた財源を重点的に配分した。

10ページを御覧願う。「Ⅱ 主要施策の概要」である。一つ目の主要施策である「社会的課題の解決と経済の両立」のうち、一つ目の柱である「DXの推進による生産性の向上」についてである。上段の□、「DXの推進」については、社会全体のDXの実現に向けて、事前相談のオンライン化や申請のワンスオンリー化が可能となるシステムを導入するとともに、様々な分野の地図データを集約した全庁GISの基盤を整備し、運用・管理の効率化を図っていく。11ページを御覧願う。上段の□、「3D都市モデル整備によるデータを活用したまちづくりの推進」については、建物現況調査を行い建築物を3次元で表示し、用途や洪水浸水想定など多様な情報を加えた3D都市モデルの整備を進めていく。12ページを御覧願う。上段の□、「税務行政DXの推進」については、庁内のバックオフィス連携により納税状況等を確認することで、

県への申請手続等の際に納税証明書の添付を省略できる仕組みを段階的に構築していく。13ページを御覧願う。上段の□、「デジタル技術を活用した県民の利便性の向上」については、収入証紙による納付をキャッシュレス収納に移行するための環境を整備していく。

14ページを御覧願う。二つ目の柱である「資源のスマートな利用の推進」についてである。上段の□、「脱炭素社会の実現に向けた中小企業や家庭への支援」については、家庭や企業への省エネ・再エネ活用設備の導入に対する補助の拡充のほか、電動車や外部給電器の導入経費を補助していく。15ページを御覧願う。「埼玉版スーパー・シティプロジェクトの推進」については、市町村と企業等のマッチングを強化するガバメントピッチを開催するほか、プロジェクトに取り組む市町村への財政支援・技術支援を実施していく。

16ページを御覧願う。三つ目の柱である「輝き続ける人材の育成・確保」についてである。上段の□、「産業人材の育成」については、県内中小企業のデジタル人材の育成を強化するため、IT系を中心とした在職者向けの技能講習を実施し、企業の生産性や競争力の向上を推進する。17ページを御覧願う。中段の□、「保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進」については、県内保育所等で新たに勤務する保育士に対して、奨学金返済の支援を行う市町村へ補助することにより、保育士の確保を図っていく。

18ページを御覧願う。二つ目の主要施策である「新型コロナウイルス感染症の拡大防止」についてである。下段の□、「新型コロナウイルスワクチン接種の推進」については、引き続き副反応等に対応する相談窓口や埼玉県ワクチン接種センターを運営するほか、同センターから離れた地域のニーズに対応するため、新たにワクチンバスの活用による巡回接種を実施していく。

20ページを御覧願う。ここからは、三つ目の主要施策である「『日本一暮らしやすい埼玉』実現への加速」である。5か年計画で掲げた三つの将来像、12の針路ごとに主要な事業を御説明させていただく。まず、一つ目の将来像「安心・安全の追究」のうち、「(1) 災害・危機に強い埼玉の構築」についてである。「ア 危機や災害に強い体制づくり」については、デジタル技術の導入により県災害対策本部の機能向上を図るとともに、埼玉版FEMAの効果的な推進に向けて、火山噴火と国民保護に関する新たなシナリオの作成や図上訓練を実施していく。

22ページを御覧願う。「(2) 県民の暮らしの安心確保」のうち、「ウ 初動警察活動強化のための車載カメラ整備及び運用」については、パトカー等にタブレットと車載カメラを整備し、現場の状況を警察本部とリアルタイムで情報共有することで、迅速かつ的確な初動警察活動を実施していく。25ページを御覧願う。「(3) 介護・医療体制の充実」のうち、「オ 地域医療体制の充実」については、拠点病院と連携病院を結ぶT e l e - I C Uのネットワークの拡充を図り、コロナ以外の重症患者への医療提供体制を強化する。27ページを御覧願う。二つ目の将来像「誰もが輝く社会」のうち、「(4) 子育てに希望が持てる社会の実現」についてである。

「イ 子育て家庭の支援・孤育て防止」については、市町村が実施する第1子以降への給付又は支援事業に上乘せして、ギフトボックス等を配付するとともに、国の出産・子育て応援交付金を活用し、伴走型の相談支援の拡充と合わせ経済的支援を一体的に行う市町村に補助していく。29ページを御覧願う。「(5) 未来を創る子供たちの育成」のうち、「ア 教科等横断的な学びの推進」については、県立高校における教科等を横断した効果的なカリキュラム・マネジメントなどについて検討・実践を進めていく。31ページを御覧願う。「(6) 人生100年を見据えたシニア活躍の推進」のうち、「ア 生涯を通じた健康の確保」については、コバトン健康マイレージ事業について、民間健康アプリへの移行を通じて、市町村が各種健康データを活用した健康増進事業を主体的に展開できるよう支援していく。33ページを御覧願う。「(7) 誰もが活躍し共に生きる社会の実現」についてである。34ページを御覧願う。「コ 医療的ケア児者とケアラーへの支援」については、医療的ケア児等支援センターのうち地域センターを

複数体制に拡充するとともに、特別支援学校における医療的ケア児が福祉タクシーで通学する際に同乗する看護師の費用を補助するなど、保護者のニーズを踏まえた適切な支援を行っていく。35ページを御覧願う。「(8) 支え合い魅力あふれる地域社会の構築」のうち、「エ 魅力ある地域資源による観光振興」については、県DMOの組織体制の見直しによる機能強化を図るとともに、東京からの「近さ」を生かした戦略的プロモーション等によるインバウンド誘致の促進を図っていく。38ページを御覧願う。三つ目の将来像「持続可能な成長」のうち、「(9) 未来を見据えた社会基盤の創造」についてである。39ページを御覧願う。「ケ 「あと数マイルプロジェクト」の推進」については、埼玉高速鉄道線の延伸実現に向け、令和5年度中の鉄道事業者への事業実施要請をするため、県とさいたま市で共同調査などを行っていく。40ページを御覧願う。「(10) 豊かな自然と共生する社会の実現」についてである。41ページを御覧願う。「ケ 下水道資源の有効活用」については、流域下水道で発生する下水汚泥の肥料化や焼却過程における廃熱を利用して発電する焼却炉を整備していく。42ページを御覧願う。「(11) 稼げる力の向上」のうち、「ア イノベーションの創出に向けた支援」については、県内産業のイノベーション創出に向けたアクションプランを策定するとともに、事業の多角化に挑む中小企業の優れた自社技術を活用したB to C商品の開発を支援していく。44ページを御覧願う。「(12) 儲かる農林業の推進」についてである。45ページを御覧願う。「ク 県産木材の利用拡大に向けた支援」については、住宅等に県産木材を利用する工務店等を支援するとともに、木材加工施設整備や新たな県産木材の流通ルートの確立に向けて支援していく。46ページについては、「財政健全化に向けた取組」について、まとめたものである。47ページ以降は、一般会計と特別会計、企業会計等の計数表である。資料2については、以上である。

続いて、令和4年度補正予算案を御説明させていただく。恐れ入るが、サイドブックにある、「令和4年度2月補正予算案の概要」のファイルをお開き願う。今回の補正予算案の内容は、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく補正予算に迅速に対応し、防災・減災、国土強靱化の推進に係る公共事業の追加や脱炭素社会に向けた住宅等の省エネの促進などをするものである。

補正予算の内容だが、資料にあるとおり、(1) から (4) までの四つに整理している。それぞれの詳細は後ほど、御説明する。

2ページを御覧願う。「1 補正予算額」についてである。今回の補正予算の規模は、表の太枠の補正額欄にあるとおり、一般会計で249億1,788万3千円となっている。

「2 補正予算の財源内訳」についてだが、今回の補正予算に要する財源については、主に県債や国庫支出金といった特定財源を中心に対応している。

3ページを御覧願う。「3 補正予算の内容」について御説明する。まず、「(1) 防災・減災、国土強靱化の推進」についてである。「ア」については、道路・街路事業や河川事業などの公共事業等について、緊急性の高い箇所を中心に事業を実施する。「イ」と「ウ」については、県立特別支援学校の空調設備の改修等及び老朽化した信号灯器をLED式に更新するものである。

4ページを御覧願う。「(2) 脱炭素社会に向けた省エネの促進」についてである。「ア」と「イ」については、住宅の省エネ化に向けた支援として、子育て世帯・移住世帯を対象に、外壁等の断熱改修に対する上乗せ補助や、省エネ化・コスト削減に取り組む土地改良区に電気料等を補助などするものである。「(3) 農業収益力強化に向けた支援」についてである。「ア」と「イ」については、規模拡大や低コスト化など経営の多角化等に取り組む農業者や、畜産物の輸出拡大に取り組む事業者をそれぞれ支援するものである。5ページを御覧願う。「(4) その他」のうち、「ア」は保育人材の養成・確保のため、修学や就職準備等に係る貸付原資等を県社会福祉協議会に補助するものである。その他、「ICTを効果的に活用した教育環境の整備」などに係る経費をそれぞれ計上している。

次のページ、資料4は、補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

なお、この補正予算案については、先ほど副知事からも御説明したとおり、令和5年度当初予算案と切れ目なく執行するためにも早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いする。

以上が、2月定例会に提案を予定している、議案等の概要である。何とぞ、よろしくお願いする。

#### 委員長

3 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

#### 議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。

なお、2月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

#### 委員長

4 2月定例会の会期予定等についての(1)代表質問のA 質問者数、質問日数及び質問順位についてである。

まず、質問者数についてだが、令和2年2月定例会の本委員会において、今任期中は、議案を提出できる会派、議員定数の12分の1、8名以上の会派の代表者が代表質問を行うことと決定されているので、自民、県民、公明、民主フォーラムの各1名とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、質問日数についてだが、2日間とすることでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、質問順位についてだが、お手元の資料1を御覧願う。

< 確 認 >

#### 委員長

代表質問初日に、自民、県民の順に、代表質問2日目に、公明、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、イ 質問時間についてだが、45分とすることでよいか。



< 了 承 >

**委員長**

次に、ウ 答弁者についてだが、先例どおり、原則として知事、副知事、会計管理者、公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び行政委員会の長とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)一般質問についてのア 質問者数及び質問日数についてだが、1日3人で2日間、計6人ということではいかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 会派別日別質問者の割り振りについてだが、同じく資料1を御覧願う。  
委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

**委員長**

まず、会派別割り振りだが、今定例会は、自民4名、公明1名、民主フォーラム1名ということで、いかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、公明1名、民主フォーラム1名、2日目、自民3名ということで、いかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)代表質問、一般質問者氏名及び質問形式並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日の2月17日(金)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4)予算説明会についてだが、過去の例に倣い、今定例会においては、当初予算説明会を開催しないことではいかかがか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、執行部から提出された「令和5年度当初予算案における主要な施策」については、後ほど、サイドブックに掲載するので、御承知おき願う。

**委員長**

次に、(5) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局職員が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、代表質問を含め一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。

したがって、代表質問初日の2月24日(金)に係るものについては2月21日(火)の正午まで、また、一般質問初日の2月28日(火)に係るものについては、一括質問・一括答弁式の場合は2月24日(金)の正午まで、一問一答式の場合は2月22日(水)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

5 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、2月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

お手元の資料2のとおり、前6月定例会と同様の対応とする委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

**須賀委員**

埼玉県では2月11日時点において、25日連続で、前週同一曜日と比べて感染者数が減少するなど、感染状況が落ち着いてきている。2月10日には、国から、マスク着脱の考え方の見直しについて方針が示された。そこで、前12月定例会と同様の対応でなくても良いのではないかと考える。については、開会日まで時間があるので、新たなコロナ対応を検討していただきたいと存じる。

**委員長**

それでは、ただ今発言があったとおり、この件の取扱いについては、各会派の御意見を伺い、開会日の本委員会で対応を決定することでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

6 埼玉県議会議員表彰についてだが、総務課長に説明させる。

#### 総務課長

埼玉県議会議員表彰について、御説明申し上げます。お手元にお配りした資料を御覧願う。

昭和56年に定められた「埼玉県議会議員表彰内規」により、資料の「1 表彰の趣旨」及び「2 表彰の基準」にあるとおり、この表彰は「埼玉県議会議員として多年にわたり県政に功績のあった者」を表彰するものであり、基準としては「議員として24年以上在職し、その功績が顕著な者」とされている。「3 対象者」については、齊藤正明議員である。「4 表彰の方法」については、議長が議会に諮り、その決議をもって行うこととされている。「5 表彰の時期」であるが、今回の表彰は、開会日時点で在職期間についての表彰基準を満たしているため、開会日に行うことを想定している。「6 伝達式」については、過去の例では、表彰の決議が行われた後の本会議休憩中又は散会后に、副議長、各会派の代表者の方々及び議会運営委員会の正副委員長にお立会いを頂き、議長から伝達をさせていただいている。

説明は、以上である。

#### 委員長

ただ今説明のあった埼玉県議会議員表彰については、開会日・2月20日（月）の本会議の議事の冒頭に行うことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

7 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料4及び資料5に基づき、政策調査課長に説明させる。

#### 政策調査課長

お手元の資料4、本会議等のテレビ中継予定（案）を御覧願う。

これまでと同様、2月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、資料のとおり、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告は生中継で、代表質問、一般質問については1日分を1時間、予算特別委員会の総括質疑については、1日分を2時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。なお、予算特別委員会については、会派別質疑時間に応じて、会派別の放送時間を割り振らせていただきたいと存じる。

編集に当たって、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目をお選びいただく。

代表質問及び一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね10日後の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

また、予算特別委員会の様子は総括質疑の3日後の16日（木）の夜7時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、資料5、「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議、さらに予算特別委員会の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「2月定例会ダイジェスト」として、3月26日(日)に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

#### 委員長

8 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和5年度の策定等予定計画一覧表についてだが、お手元の資料6のとおり、知事から議長宛てに提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

9 埼玉県議会BCPについてだが、お手元の資料7を御覧願う。

前12月定例会の本委員会で御報告したとおり、埼玉県議会BCPの素案を作成した。この素案について、御意見があれば、各会派取りまとめの上、一般質問初日・2月28日(火)までに、私宛てに御提出願う。

各会派の皆様から頂いた御意見等を踏まえ、今後の本委員会で「埼玉県議会BCP」として報告し、策定したいと考えているので、よろしく願います。

#### 委員長

10 その他の次回議会運営委員会の確認の前に、先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった、「令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第8号)」ほか1件の議案の取扱い等については、今後の本委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

#### 委員長

その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、2月定例会開会日・2月20日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >